適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、下記のとおり届け出ます。

記

適格分割等に係る分割承継法人等	法人名等	
	納税地	
	代表者氏名	
適格分割等の日	年　月　日	

未計上収益額	円	未計上費用額	円

(「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎)

移転未計上収益額	円	移転未計上費用額	円

(「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎)

残存未計上収益額	円	残存未計上費用額	円

(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎)

(「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容)

(その他参考となるべき事項)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年月日	確認	

06.06 改正

(規格A4)

適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等

1　この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第７号。以下「改正法」といいます。）附則第 28 条第３項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号。以下「改正令」といいます。）附則第 13 条第６項の規定の適用を受けることについて、同条第７項の規定により届け出る場合に使用してください。

2　この届出書は、適格分割等の日以後２月以内に納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　届出書の各欄は、次により記載してください。

(1)　「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。

(2)　「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第２項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。

(3)　「「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。

(4)　「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第６項第１号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。

(5)　「「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。

(6)　「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第６項第１号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。

(7)　「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。

(8)　「「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第６項第１号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうちに適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。

(9)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(10)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。